公　　告

このたび、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条の規定により県営東頸北部地区農業用用排水施設整備・農用地改良保全（中山間地域農業農村総合整備）事業計画を変更するための関係市長との協議に当たり、同条第６項で準用する第87条の２第８項の規定により関係書類を縦覧に供します。

なお、当該事業変更計画の概要に意見のある者は、同法第88条第６項で準用する第87条の２第９項の規定により、令和８年12月17日までにこの公告をした者に意見書を提出することができます。

令和８年11月18日

新潟県上越地域振興局長

１　縦覧に供する書類の名称
　土地改良事業変更計画の概要
２　縦覧に供する期間
　令和８年11月19日から令和８年12月17日まで
３　縦覧に供する場所
　上越市農林水産整備課ウェブサイト
４　意見書の提出の方法
　次のいずれかの方法により意見書を提出してください。
　(1) 新潟県上越地域振興局農林振興部に郵送する。
　　郵便番号：943-8551
　　所 在 地：上越市本城町５番６号
　(2) 新潟県上越地域振興局農林振興部農用地課に持参する。
　(3) 新潟県上越地域振興局農林振興部にファクシミリで送付する。
　　025-526-4080
　(4) 新潟県上越地域振興局農林振興部の電子メールアドレスに送付する。
　　ngt111940@pref.niigata.lg.jp
５　その他
　県は、計画決定するに当たり、提出された意見の取扱いを県の地域振興局等において閲覧等により公表します。県が意見の趣旨や詳細について伺う場合もあるため、意見書には住所氏名を記入してください。なお、公表の際には住所氏名は公表されません。